

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県教育文化厚生協会（以下「当法人」という）が寄附者から金銭その他の財産（以下「寄附金等」という）の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が当法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者が当法人の行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れ)

第3条 寄附者から当法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事会の承認を受けなければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、寄附者から書面により寄附の申入れを受けるものとする。

4 寄附金等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行する。

(寄附金等の事務処理)

第4条 寄附金等を当法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を経なければならない。

2 寄附者から用途が指定されている場合には、その意思に沿った取扱いをしなければならない。

3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載することを要する。

(改正)

第5条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。